

2022（令和4）年1月31日

伊賀市長 岡本 栄 様

伊賀市自治基本条例審議会
会長 岩崎 恭彦

伊賀市自治基本条例について（答申）

2021（令和3）年11月5日付伊総政第399号で諮問のありました伊賀市自治基本条例について、慎重に審議を重ねてきた結果、下記のとおり答申します。

記

1. 審議の経過

回	年月日	主な議題
第1回	2021（令和3）年11月5日	諮問、見直し検討の進め方の審議・検討
第2回	2021（令和3）年12月1日	改正案の審議・検討
第3回	2022（令和4）年1月27日	パブリックコメント意見、答申（案）の審議・検討

2. 主な審議内容

- これまでの総合計画審議会における審議の経過を踏まえ、その審議内容を引き継ぐ。
- 所掌事務は、自治基本条例の見直しに関する事項であり、住民自治のあり方や支所のあり方等については、別の場で審議・検討されるものである。
- 見直しにあたっては、「本来規定しておくべきものや、直ちに見直すべきもの」と「引き続き議論をしながら検討を進めていくもの」に分けて行う。
- 本改正における見直しの対象項目は、①人権の視点を第3条（基本理念）へ新たに規定、②新市建設計画の終了に伴う条文削除、③新たな視点（総合計画、広域連携に関する視点）、④支所に関する規定とし、第4章「住民自治のしくみ」や全体の構成等、残された課題については、今後も引き続き見直し検討を行う。
- 本改正は、パブリックコメントでの意見を参考にし、検討を進める。

3. 結論

当審議会としては、①第3条（基本理念）に「人権の視点」を加えることについて、趣旨には賛同するところですが、その表記について大きく両論の意見がある中で、現時点では結論に至りませんでした。

条文については、パブリックコメントにおいて、「部落差別をはじめとする」という文言に対する賛成・反対、双方の立場からの意見や、具体的な条文の提案等もありました。

審議会委員からも、パブリックコメントと同様に、条文の表現について賛成・反対、両論の意見や、大切な基本理念なのでもう少し市民の意見を聞きながら審議する必要があるのではないかといった意見がありました。

ついては、この条文が伊賀市の「まちづくりの基本理念」として相応しいものとなるよう、引き続き市民の意見を聞き、必要に応じて専門的見地からの意見を求めるなどして、更なる議論を重ねることが必要であると考えます。

他方、②新市建設計画終了に伴う条文（第26条第1項、第30条第1項、第34条第1項）、③総合計画や広域連携に関する新たな規定、及び④支所に関する規定（第33条、第37条）については、別添の見直しを行うことが適当と認めます。

以上